

九都県市首脳会議「中小企業等へのテレワークの導入促進について」に係る要請の実施について

平成30年4月25日に開催された第73回九都県市首脳会議における合意に基づき、神奈川県が九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）を代表して、中小企業等へのテレワークの導入促進について、首都圏の経営者団体に対して要請を実施しますので、お知らせします。

- 1 実施時期 平成30年5月9日（水）
- 2 要請先 東京都商工会議所連合会 三村明夫会長
神奈川県中小企業団体中央会 森洋会長
- 3 要請者 黒岩祐治神奈川県知事
- 4 要請内容 別添要請書のとおり

要請活動等については、神奈川県にお問合せください。

【九都県市首脳会議について】

神奈川県政策局自治振興部広域連携課

電話：045-210-3140

【要請内容について】

神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

電話：045-210-5730

問合せ先
広域行政課
電話：042-769-8248

中小企業等へのテレワークの導入促進について

企業が集中している首都圏においては、都県を越えて通勤する方が多く、1都3県に住む方の平日の平均通勤時間の長さは全国でも上位となっています。

長時間の通勤は、身体的にも精神的にも負担であると同時に、育児・介護等と仕事の両立などのワーク・ライフ・バランスの推進や、出産・育児期の女性の就業継続を妨げる一因にもなっており、今後の労働力人口の減少を踏まえると、改善すべき課題の一つとなっています。

こうした状況を改善するためには、フレックスタイム制、時差通勤等とともに、自宅又は自宅の近くで勤務することを可能とするテレワークの活用が有効です。

また、テレワークは、企業にとっても、業務の効率化による生産性の向上や、育児・介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保、オフィスコストの削減等のメリットが期待できます。

国においても、本年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定し、テレワークの普及を図っていますが、平成28年の企業におけるテレワークの導入率は13.3%に留まっており、従業員数が少ない企業では取組が進んでいない傾向にあります。

つきましては、企業、特に中小企業におけるテレワークの導入促進と積極的な活用に向けて御協力いただきたく、次の点について、貴団体の会員に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

テレワークへの理解を深め、企業の状況に応じてテレワークの導入を進めること。

その際、サテライトオフィスの活用も積極的に検討すること。

なお、テレワークの導入に当たっては、国のガイドラインを参考にし、適正な職場環境づくりに取り組むとともに、従業員に対して十分に周知し、積極的な活用を働きかけること。

平成 30 年 5 月 9 日

一般社団法人埼玉県経営者協会会長	上 條 正 仁 様
一般社団法人千葉県経営者協会会長	小 島 信 夫 様
一般社団法人東京経営者協会会長	鵜 浦 博 夫 様
一般社団法人神奈川県経営者協会会長	石 渡 恒 夫 様
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長	佐 伯 鋼 兵 様
一般社団法人千葉県商工会議所連合会会長	石 井 俊 昭 様
東京都商工会議所連合会会長	三 村 明 夫 様
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭	上 野 孝 様
埼玉県商工会連合会会長	大久保 義 海 様
千葉県商工会連合会会長	和 泉 善 久 様
東京都商工会連合会会長	村 越 政 雄 様
神奈川県商工会連合会会長	関 戸 昌 邦 様
埼玉県中小企業団体中央会会長	伊 藤 光 男 様
千葉県中小企業団体中央会会長	平 栄 三 様
東京都中小企業団体中央会会長	大 村 功 作 様
神奈川県中小企業団体中央会会長	森 洋 様

九都県市首脳会議

座 長	さいたま市長	清 水 勇 人
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫